

都市計画道路事業(龍野中央幹線・広山大道線)の施工について

都市計画道路龍野中央幹線及び広山大道線については、令和7年3月14日、国土交通省近畿地方整備局告示第28号に基づき事業を実施することとなりました。施工する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和7年3月14日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方当をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地または土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

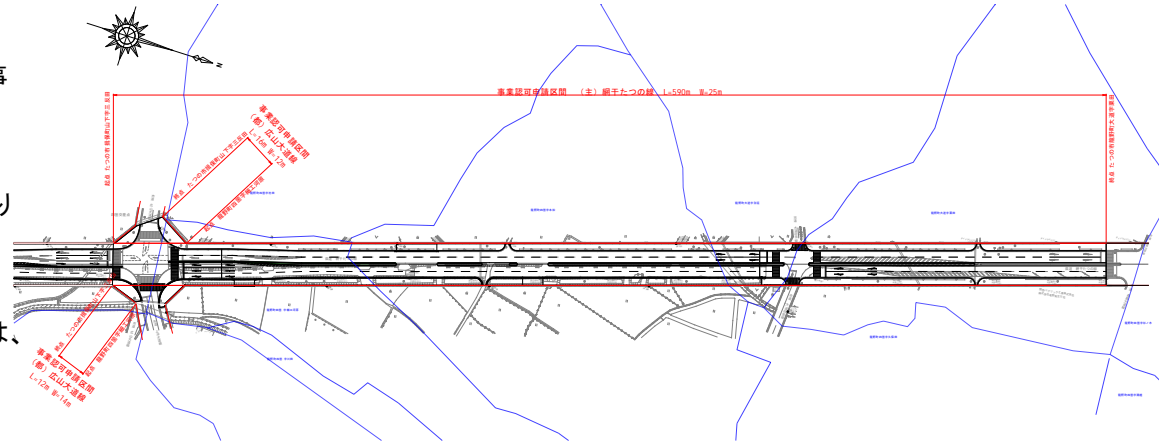
令和7年3月

兵庫県

記

- 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3. 3. 202号 龍野中央幹線 及び
3. 5. 602号 広山大道線
- 施工日
令和7年3月14日 ~
- 設計の概要
延長 : 590m 幅員 : 25m 車線数 : 4車線
- 施工者の名称
兵庫県
- 事業所の所在地及び名称
たつの市龍野町富永1311-3
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所
電話 0791-63-5214
(担当課) 道路課、用地課
- 事業地の所在地
兵庫県たつの市揖保町山下字三反田、龍野町四箇字細工河原、
字本松、大道字別荘及び字栗田地内

平面図



標準断面図

